

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和8年度）

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン タイヨウ		
法人名	社会福祉法人泰耀		
法人所在地	〒	929-0113	
	石川県能美市大成町又160番地2		
フリガナ	カネコ マサユキ		
書類作成担当者	金子 正之		
連絡先	電話番号	0761-55-6060	E-mail
	fuku.taiyou@idagroupde.		

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	6,169,620	円
② 令和8年度の賃金改善の見込額 （①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。）	(b)6	6,170,000	円

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		2,135,290	円
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）		2,136,000	円

【記入上の注意】

- ・ 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の額

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	

(3) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	

(4) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに必要な賃金改善を行うことを誓約します。	

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	
☒	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。

☐	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難である
☐	
☐	
年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	
その他()	

(5) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

(6)職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。

【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をする
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑰又は⑱は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をする
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するよう
 り、⑳の取組を実施している場合は、㉑の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなど
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用実績でも可
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方に関する定期的な相談
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所等の設置
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上(与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等から声かけを行う)
	✓ ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務の円滑化を図る
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置
	✓ ⑮職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理職に対する腰痛対策の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン等)の導入
	⑳介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はネットワークの迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入

	✓	②③業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど組み換え等を行う。
	✓	②④各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の間の連携の整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善
		②④の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、
やりがい・働きがいの醸成	✓	②⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえ
		②⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流
	✓	②⑦利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		②⑧ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特
	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7)令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

- 訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出まで見込みです。
- 施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。
(小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)
- 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。

別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		(指)
✓	・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業給
✓	期間中に事業所が休業止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業給
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業資
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働確
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。			
令和	8	年	4月13日
法人名		社会福祉法人泰耀	
代表者		職名	理事長
		氏名	木田 泰弘

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	

3 介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっている。満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要 ことを誓約していること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること

4 要件を満たすことの確認・証明	
・	必要な項目が全て選択されていること
・	誓約・記名が行われていること

石川県

com

	○
--	---

総額を記入してください。

	○

	○

	×

	○
--	---

るため。

)

○

	○
	✓

該当

と(「誓約」)。

と(「誓約」)。

な法人等の小規模事業者であ

の明確化
の仕組みの構築(採用の
介護技術を取得しようとする 供責任者研修、中堅職員に
の機会の確保
託児施設の整備
た非正規職員から正規職員
の休暇を年に●回取得、付 の積極的な声かけを行って
配分の偏りの解消を行って
設置等健康管理対策の実
理者に対する雇用管理改善
員会やプロジェクトチームの
いる
による職場環境の整備を
いる
ートフォン端末等)の導入
はインカム等の職員間の連

務(食事等の準備や片付け、 み、役割の見直しやシフトの
り集約、共同で行うICTインフ 改善に向けた取組の実施
、⑭の取組を実施している。
た勤務環境やケア内容の改
流の実施

	☐
色」欄)での選択	

に利用する 算定している	☐
-----------------	-----------------------

証明する資料の例 定権者からの求めに応 じて提出)	☐
業規則、給与規程、 手明細等	
業規則、給与規程、 手明細等	
業規則、給与規程、 賃向上のための計画等	
—	
勤保険関係成立届、 定保険料申告書	
義録、周知文書	
—	

提出を行うことができなかった

	☐

	○

	○
両方を満たすこと。	○
8年度特例要件を満	○
ていること。ただし、 すること	○
	○
件に係る取組を行う	○
	○
	○

	○
	○